

TOPICS 01

新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ(11月30日現在)

新型コロナウイルスワクチンは、生後6か月以上で接種を希望する全ての方が、無料で接種することができます。

●令和5年秋開始接種(9月20日～令和6年3月31日)

①接種対象となる方(初回接種と追加接種)

生後6か月以上のすべての方

②接種券発送時期と予約受付開始日

生後6か月以上のすべての方の予約を受け付けています。

生後6か月となる方の初回接種は順次発送しておりますので、接種券が到着次第、予約できます。

③接種するワクチン(ファイザー社製)

生後6か月～4歳の方	乳幼児用オミクロン株(XBB.1.5)対応 1価ワクチン
5歳～11歳の方	小児用オミクロン株(XBB.1.5)対応 1価ワクチン
12歳以上の方	オミクロン株(XBB.1.5)対応 1価ワクチン

●その他の注意事項

- 令和5年秋開始接種が未接種で、令和5年9月20日以降に平川市へ転入した方は、接種券の発行申請が必要になります。接種予約センター(フリーダイヤル0120-447-665)へお問い合わせください。
- 紛失などによる接種券再発行を希望する際は、接種予約センター(フリーダイヤル0120-447-665)へ連絡してください。
- 未使用分の接種券がある方へ、接種券は発送しておりません。お手元にある接種券で予約してください。

[問合せ] 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎55-5829

TOPICS 02

「三^{さん}ない運動」をご存じですか?～政治家の寄附禁止～

年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物やお祝い事をする機会の多いシーズンです。そこで、この機会に改めてご理解いただきたいのが、「三^{さん}ない運動(贈らない、求めない、受け取らない)」です。政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により禁止されています。



政治家は選挙区内の人々に現金や禮品、あいさつ状などを出すことは禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう

①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義に関わらず、罰則をもって禁止されています。

②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、脅して求めると処罰されます。

③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されています。

④政治家の後援団体の寄附の禁止

政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義に関わらず処罰されます。

⑤年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。

⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。

[問合せ] 選挙管理委員会事務局 ☎55-5392

TOPICS 03

空家を所有・管理する皆さまへ ～冬期間の空家の管理に関するお願い～

個人財産である空家は、所有者や相続人が適切に管理しなければいけません。
12月～3月の降雪シーズンにおいても、周辺の環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理しましょう。

万が一の際に
管理責任を問われることも…

降雪による倒壊や落雪で、近隣の家屋や通行人などへ被害を与えると、被害を受けた方から損害賠償などの管理責任を問われることがあります。

倒壊や落雪を未然に防ぎましょう！

定期的に点検や雪下ろしを行うなどして、積雪による倒壊を未然に防止するとともに、落雪による周辺への被害を発生させないよう適切な対応をしましょう。

[問合せ] 建築住宅課 都市計画係 ☎55-7437

Police station news

警察署NEWS.

運転免許センター技能試験一部休止のお知らせ

1 休止期間 12月1日(金)～令和6年3月31日(日)までの期間

2 休止対象の技能試験

運転免許センターでは各種技能試験を行っていますが、冬期間は積雪や路面凍結による事故の危険性があるため、「自動二輪免許」「農耕用大型特殊免許」「農耕用けん引免許」の技能試験を休止します。

[問合せ] 青森県運転免許センター試験・教習所係 ☎017-782-0081 黒石警察署 ☎52-2311

110番は緊急通報 相談電話は#9110

警察では、毎年1月10日を『110番の日』としています。

110番をかけると県警察本部通信指令課の警察官が大事なことから順番に話を聞いていきますので、冷静に教えてください。



★110番通報のポイント★

- ①何があったか？
事故なのか、事件なのか
- ②どこで発生したか？
- ③いつ発生したか？
- ④犯人は・
人相や服装、車のナンバー、逃げた方向など
- ⑤どんな状況か
被害や怪我の程度、救急車は必要か
- ⑥あなたの名前、電話番号

令和4年度の黒石警察署管内（黒石市、平川市、大鱗町、田舎館村）の110番件数は、約2100件で、そのうち約800件は『いたずら電話』、『間違い電話』、『無言電話』『相談電話』で不要不急のものでした。

110番は事件、事故の通報をするためのものです。
緊急性のない110番は、緊急の事件、事故の対応を遅らせる原因になります。

急がない相談、問い合わせ、警察への意見要望は、警察安全相談電話『#9110』や警察署、最寄りの交番、駐在所へお願いします。

[問合せ] 黒石警察署 ☎52-2311

有料広告

地球にやさしい
情報化社会
をめざして

since 1965

TEL 017-761-5303
FAX 017-761-5313

ACS 株式会社 青森電子計算センター
〒038-0031 青森市大字三内字丸山393番地270

有料広告

ひら川接骨院

平川市柏木町東田268-4 TEL0172-68-5990

柔道整復師 後藤 悦祐

月・火・水・金 8:30～12:30 14:30～18:30
木・土 8:30～12:30 日祝 休み
出張による施術もできますので、ご相談ください。